

公益社団法人日本ホッケー協会 入会・退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という）の定款第5条から第10条に定める規程に基づき、本協会の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員は、定款第5条に規定されたものとする。

(入会の手続)

第3条 定款第6条により入会を希望する正会員の申込は手続きを行うものとする。

2、賛助会員の入会は、本協会定款の規定に従って申請するものとし、会員登録を行うものとする。

(資格取得)

第4条 定款第6条に規定する入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人または被保佐人でない者であること。
- (2) 過去に本協会を除名された者は、除名後2年以上経過していること。
- (3) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(入会金及び会費)

第5条 定款第7条に規定する会費は、以下の通りとする。

(1) 正会員

50,000円

(2) 賛助会員

個人 10,000円

法人 50,000円

(会費の納入)

第6条 本協会に入会する正会員は、その事業年度分の会費を、賛助会員は会費を所定の方法により納入しなければならない。

2. 本協会は、会員から入会金及び会費が納入された場合、領収書を発行しなければならない。但し、会員証を発行する場合と入会金及び会費が金融機関から振込の方法により納入された場合は、領収書の交付は省くことができる。

3. 会員から入会金及び会費が納入された場合、台帳に記載しなければならない。

(会費の用途)

第7条 第5条の会費は、50%以下を当該年度の法人会計に使用出来る。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときには、退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その年度の未納会費を納入しなければならない。

2. 本協会は、会員が当該年度の会費を納入したものについては、これを返還しない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1

06条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。